

西郷村告示第38号

西郷村生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和4年3月17日

西郷村長 高橋 廣志

西郷村生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から出る生ごみの減量化及び再生利用を推進し、生活環境の向上を図るため、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号。以下「規則」という。）、西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、西郷村に住所を有し、個人の厨房等から生ずる生ごみの処理機等を新に購入し、設置する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることはできない。

- (1) この要綱による補助金の交付を既に受けている者
- (2) 本村の村税等を滞納している者
- (3) その他村長が補助金を交付することが適当でないと認める者  
(村税等の滞納がないことの確認方法)

第3条 前条第2号に規定する要件は、村長が申請者の同意に基づいて村税等の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、村税等の滞納がないことの証明書(申請日前30日に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(村税等の取扱い)

第4条 第2条第2号に規定する村税等とは、個人の村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料をいう。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、総事業費の2分の1以内の額又は次項に規定する限度額のいずれか低い額とする。

2 補助金の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器 2,000円

(2) 電動生ごみ処理機 20,000円

3 第1項による補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、生ごみ処理機等を購入した年度の3月20日までに村長に提出しなければならない。

(1) 購入時の領収書もしくは、レシート(購入先、内訳、製品の名称等が分かるもの)

(2) 対象機器等の写真

(3) メーカー保証書の写し(電動生ごみ処理機のみ)

(4) 収支決算書(様式第2号)

(5) その他村長が必要と認める書類

2 申請受付は、申請書等を持参する方法により行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、西郷村生ごみ処理機等購入費補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告等の併合)

第8条 第6条の交付申請書は、規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知を併合するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに西郷村生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書(様式第4号)を提出するものとする。

2 村長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消及び返還)

第10条 村長は、補助金の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金を取り消し、又はすでに交付をした補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(処分の制限)

第 1 1 条 補助金の交付を受けた者は、規則第 18 条に定めるもののほか、処分承認申請書(様式第 5 号)を村長に提出し、承認を受けた場合はこの限りでない。

(雑則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。